

令和7年度

第11回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和8年2月25日

石巻市農業委員会

第11回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和8年2月25日 午後1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農地移動最適化あっせん事業によるあっせんの成立について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地の現状変更届出について

報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

閉 会

出席委員（16名）

1番	松川一	生	委員	2番	今野真	理	委員
3番	前野利	春	委員	4番	齋藤忠	直	委員
5番	後藤嘉	伸	委員	7番	石川雅	洋	委員
8番	細川淑	子	委員	9番	高橋生	一	委員
11番	伏見さと	子	委員	12番	岡田正	男	委員
13番	高瀬禎	司	委員	14番	佐々木文	彦	委員
15番	高橋善	宏	委員	17番	遠藤章	一	委員
18番	武山	勝	委員	19番	高橋千	代	委員

欠席委員（3名）

6番	近藤	茂	委員	10番	佐々木	洋	委員
16番	高橋由	佳	委員				

出席農地利用最適化推進委員（17名）

20番	山田信	悦	委員	21番	木村和	広	委員
22番	保原政	美	委員	23番	渥美浩	晃	委員
24番	武山礼	二	委員	25番	佐々木	繁	委員
26番	首藤勝	博	委員	28番	佐藤和	隆	委員
29番	佐々木勝	行	委員	30番	安部秀	逸	委員
31番	渡邊孝	彦	委員	32番	伊藤	功	委員
33番	中村和	徳	委員	34番	山田茂	樹	委員
35番	遠藤雅	宏	委員	37番	榊田有	司	委員
39番	阿部正	展	委員				

欠席委員（3名）

27番	山口修	一	委員	36番	西條健	一	委員
38番	西條	勲	委員				

説明のため出席した者

事務局職員出席

阿部	洋	事務局	長	三浦	武宏	事務局	次長
首藤	真利	事務局	長補佐	佐藤	友人	主	査
		兼農地	係長				

本 田 亨 主 任 主 事
山 本 万 里 主 任 主 事

及 川 正 彦 主 任 主 事
茂 木 祐 子 主 事

○阿部洋事務局長 ただいまから令和7年度第11回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○阿部洋事務局長 総会開会にあたり、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 ー 挨拶 ー

○阿部洋事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願いいたします。

午後1時33分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いします。

会議に入ります。ただいまの出席農業委員は16名、推進委員は17名であります。佐々木洋農業委員、高橋由佳農業委員、近藤茂農業委員、山口修一推進委員、西條健一推進委員、西條勲推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がございますので、本日の議事録署名委員は議席番号3番前野利春委員、4番齋藤忠直委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言願います。

◎報告第1号～報告第4号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの成立についてから、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。事務局より報告願います。

○首藤真利事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号、農地移動適正化あっせん事業によるあっせんの成立について、ご報告いたします。議案書は1ページから3ページです。今月のあっせん成立件数は3件でございます。はじめに、議案書は1ページになります。対象農地の所在は、■■■■地区で、現況地目は田、農地面積の合計は、1,748平方メートル、売買価格は■■■■円で、10アール当たりの価格は約■■■■円でございます。

次に、議案書は2ページになります。対象農地の所在は、[]地区で、現況地目は田、農地面積は、986平方メートル、売買価格は[]円で、10アール当たりの価格は約[]円でございます。

次に、議案書は3ページになります。対象農地の所在は、[]地区で、現況地目は田、農地面積は、1,469平方メートル、売買価格は[]円で、10アール当たりの価格は約[]円でございます。

続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。議案書は4ページから8ページです。今月の受理件数は12件で、解約の理由は、貸人の都合によるものが3件、耕作者の変更によるものが5件、耕作者の都合によるものが2件、売買によるものが2件でございます。

続きまして、報告第3号、農地の現状変更届出について、ご報告いたします。議案書は9ページです。今月の受理件数は3件で、変更目的は盛土をするものが1件、農業用施設用地とするものが2件でございます。

続きまして、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は10ページです。今月の受理件数は2件で、転用目的は住宅敷地とするものが1件、店舗用地とするものが1件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第4号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3、議案第1号、非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。議案書は11ページから13ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは、ご説明いたします。番号1、議案書の11ページ及び別添地図資料の1ページをご覧ください。当該地は、平成20年頃から資材置場として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

番号2、議案書の11ページ及び別添地図資料の2ページをご覧ください。当該地は、相続した時点で既に原野化していた土地です。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号3、議案書の11ページ及び別添地図資料の3ページをご覧ください。当該地は、市外に居住しており耕作できず原野化していた土地です。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号4、議案書の12ページ及び別添地図資料の4ページをご覧ください。当該地は高齢のため耕作できず原野化していた土地です。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号5、議案書の12ページ及び別添地図資料の5ページをご覧ください。当該地は平成19年に相続した時点で山林化していた土地です。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号6、議案書の12ページ及び別添地図資料の6ページをご覧ください。当該地は平成23年の東日本大震災により被災した土地です。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

番号7、議案書の13ページ及び別添地図資料の7ページをご覧ください。当該地は、平成14年頃から宅地として利用してきたものです。非農地となって20年以上が経過した土地です。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会後藤嘉伸委員長から報告をお願いします。

○後藤嘉伸農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。2月16日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、書類審査等を行い審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲性に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。本案について、証明書を交付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案7件について、証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。議案書は、14ページから24ページになります。事務局から議案の内容について、説明願います。

○佐藤友人主査 それでは、説明いたします。議案書は14ページです。番号1、譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、田1筆、面積1,031平方メートルです。

次に、番号2、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、畑1筆、面積81平方メートルです。

次に、番号3、貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田3筆、合計面積10,813平方メートルです。

次に、番号4、議案書は15ページです。貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田3筆、合計面積10,883平方メートルです。

次に、番号5、貸付人の耕作不能のための賃借権の設定です。申請地は、田1筆、面積4,812平方メートルです。

次に、番号6、貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田4筆、合計面積11,129平方メートルです。

次に、番号7、議案書は16ページです。貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田3筆、合計面積8,371平方メートルです。

次に、番号8、貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田6筆、合計面積16,527平方メートルです。

次に、番号9、議案書は17ページです。貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田1筆、面積6,724平方メートルです。

次に、番号10、貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田4筆、合計面積15,207平方メートルです。

次に、番号11、議案書は18ページです。貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田10筆、合計面積17,879平方メートルです。

次に、番号12、議案書は19ページです。貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田2筆、合計面積10,054平方メートルです。

次に、番号13、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田1筆、面積5,026平方メートルです。

次に、番号14、議案書は19ページから20ページです。譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田4筆、畑3筆、合計面積4,720平方メートルです。

次に、番号15、貸付人の規模縮小のための賃借権の設定です。申請地は、田1筆、面積575平方メートルです。

次に、番号16、借受人の規模拡大のための賃借権の設定です。申請地は、田1筆、面積1,353平方メートルです。

次に、番号17、議案書は21ページです。貸付人の耕作困難のための賃借権の設定です。申請地は、田2筆、合計面積1,028平方メートルです。

次に、番号18、貸付人の規模縮小のための賃借権の設定です。申請地は、田1筆、面積9,813平方メートルです。

次に、番号19、議案書は21ページから22ページです。親子間の贈与です。申請地は、田9筆、畑

4筆、合計面積11,712平方メートルです。

次に、番号20、議案書は23ページです。譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田1筆、面積11,989平方メートルです。

次に、番号21、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田5筆、合計面積19,163平方メートルです。

次に、番号22、議案書は24ページです。譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、田1筆、面積214平方メートルです。

次に、番号23、譲渡人の耕作困難のための贈与です。申請地は、田1筆、面積201平方メートルです。

最後に、番号24、譲渡人の規模縮小のための贈与です。申請地は、畑1筆、面積162㎡です。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会岡田正男副委員長から審査結果について報告願います。

○岡田正男農家相談副委員長 それでは、ご報告いたします。去る2月13日開催の農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会副委員長報告がありました。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、番号22番から24番までを議題といたします。議案書は、24ページになります。ここで、議長を武山勝会長職務代理者と代わります。

○議長（武山勝会長職務代理者） ここから暫時の間、議長を務めさせていただきます。議席番号●番、●委員は、退席願います。

○議長（武山勝会長職務代理者） 本案、番号22番から23番について、ご意見ご質問は、ございませんか。

（委員より「なし」の声あり）

○議長（武山勝会長職務代理者） なしの声がございますので、採決をいたします。本案については、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武山勝会長職務代理者） 異議なしと認め、本案2件については、原案のとおり許可することに決しました。議席番号●番、●委員は入場願います。

○議長（武山勝会長職務代理者） 議席番号●番、●委員に申し上げます。本案、番号22番

から23番については、原案のとおり許可することに決しましたので、ご報告いたします。

以上を持ちまして、議長職を高橋会長にお返しします。

○議長（高橋千代恵会長） 議事を進めます。議席番号■番、■委員は退席願います。

○議長（高橋千代恵会長） 本案、番号24番について、ご意見ご質問は、ございませんか。

（委員より「なし」の声あり）

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。本案については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案については、原案のとおり許可することに決しました。議席番号■番、■委員は入場願います。

○議長（高橋千代恵会長） 議席番号■番、■委員に申し上げます。本案、番号24番については、原案のとおり許可することに決しましたので、ご報告いたします。

○議長（高橋千代恵会長） では次に、これまでに決しました、番号22番から24番を除いた21件について、審議いたします。議案書は、14ページから23ページになります。ご意見ご質問は、ございませんか。

○前野利春委員 3番、前野です。今回の3条の許可申請全体っていうか、前もそう感じていたが、結構、賃借権の設定にしても所有権の移転に関しても、規模の大きいものが3条の方で許可申請が上がってきているっていうのは、本来だったら中間管理機構でやるべき仕事ではないのかなと思います。なおさら、所有権の移転に関しては、3条での所有権の移転だと、買う方の人の負担もあるし、売る人の方はかなり負担が大きいと思うので、この辺の説明を聞きたいなと思って、今日、中間の担当の人も来ていらっしゃるようなので、ちょうどいいかなと思って質問しました。

○三浦武宏事務局次長 3条の許可申請に関しては、前々からっていうか前野委員さんおっしゃるとおりでございまして、本来であれば中間管理機構さんの方にお問い合わせするのがよろしいかというケースが多々あります。ちょっといろんな諸般の事情ですすね、中間さんの方にちょっとお問い合わせするのとはっていうところで、申請者の方々からお話を伺いまして、こちらの方で新規受け付けますよといったところで、今回の申請になりましたという結果でございます。結果は結果として、こういった件数がかんりの件数になりますけども、この事実だけを申し上げれば中間さんの方の事情というところも多々ございますので、こちらで受けたというところまでの答えでしかありませんけども、今後の展開についてはいろいろとすすね、協議しながら進めさせていただきたいというところでございます。

以上でございます。

○前野利春委員 諸般の事情っていう言葉では、ちょっと済ませられないとは思うんですけども。何が原因で、例えば賃貸だったら物納は中間管理機構の方でできないから物納に関しては3条とか、そういう感じで契約を結ぶのはわかるんですけども。所有権の移転に関しては、ちょっとお互い負担が大

き過ぎるのではないかなとちょっと感じるものですから。改善できるものは改善してもらいたいなっ
てということで、質問してもまた同じだと思うので、これで終わりにします。

○三浦武宏事務局次長 総会でございますので、議案書を審査していただくというのが基本でござい
ます。その審査に基づいてこれがよろしいかっていう機会でございますけども。その他の意見という
ところに関しては、例えば他の委員会の方ですね、出していただく、あるいは各ブロック会議とか
ですね、いろんな事情というのをいろんな意見で出していただくっていう機会がございますので、
今後ともですね、そういう事情といろいろ皆様、委員さん方につきましてはいろんなことでご相談さ
れてる機会が多々あると思いますので、その都度お話していただければなというところで、私からお
願いというところでございますけどもよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（高橋千代恵会長） 皆さんブロック会議でよく話し合っただけ、中間管理機構にお願いするこ
ととか、やっぱりこうして欲しいということをみんなでその都度声を届けるようにして欲しいと思
います。では次に進みます。何か質問、いいですか。前野委員の他に何か質問ございませんか。なかつ
たら進めていいですか。

（委員より「なし」の声あり）

○議長（高橋千代恵会長） 採決いたします。本案について原案のとおり許可することにご異議ござ
いせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案21件について許可することに決しました。

◎議案第3号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申
請に対する意見についてを議題といたします。議案書は、25ページから27ページになります。事務局
から議案の内容について、説明願います。

○及川正彦主任主事 それでは説明いたします。はじめに番号1、議案書の25ページ及び別添地図資
料の8ページをご覧ください。農業用機械、重機、車両置場とするための転用です。農地区分は、小
集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

次に番号2、議案書の25ページ、地図資料の9ページをご覧ください。駐車場とするための転用で
す。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農地であることから、第1種農地に該当しますが、既存
施設の拡張の例外規定が適用されます。

次に番号3、議案書の25ページ、地図資料の10ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とする
ための転用です。農地区分は、和湊駅から300メートル以内に存する農地であることから、第3種農地
に該当します。

次に番号4、議案書の26ページ、地図資料の11ページをご覧ください。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

次に番号5、議案書の26ページ、地図資料の12ページをご覧ください。工場用地とするための転用です。農地区分は、10ヘクタール以上の一団の農地であることから、第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

最後に番号6、議案書の26ページから27ページ、地図資料の13ページをご覧ください。資材置場とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。なお、申請面積が7,612平方メートルと3,000平方メートルを超えるため、県の常設委員会対象案件となります。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から、審査結果について、報告願います。

○後藤嘉伸農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。本案について、原案のとおり許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案6件について、原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎閉 会

○議長（高橋千代恵会長） 以上で今、定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。これをもちまして、令和7年度第11回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後2時37分 閉会